

変更届及び添付書類について

変更事項		添付書類	注意事項
販売・貸与業者	氏名又は法人の商号	個人：戸籍の謄(抄)本 法人：登記事項証明書 (発行6カ月以内)	登記事項証明書は、変更内容の前後を確認できるものを添付。 (履歴事項全部証明書等)
	住所又は、法人の主たる事務所の所在地	個人：不要 法人：登記事項証明書 (発行6カ月以内)	
	業務役員 (法人の場合)	診断書、組織規定図、 登記事項証明書(履歴事項全部証明) (発行6カ月以内) ※欠格条項に関する疎明	当該店舗で実務に従事しない場合は、診断書に代えて疎明書の添付でも可。 ※「新役員は法第5条第3号イ～へのいずれにも該当しない」旨を変更届の備考欄に記載
店舗・営業所	許可の別	不要	
	営業所の名称	不要	
	所在地の表記	変更内容がわかる書類(住居表示変更の場合、市町村が発行する通知書の写し又は証明書)	
	構造設備	店舗平面図 店舗敷地内の建物の配置図	変更前と変更後の各1枚
	兼営事業	不要	
管理者	営業所管理者	使用関係を証する書類 資格を証する書類 (薬剤師等の免許証、講習修了証等)	※管理医療機器の場合は、変更届書に営業所管理者の住所を記載すること。 資格を証する書類について原本確認。または、免許証等の写しに「原本に相違なし」と記載し、販売・貸与業者の記名押印(原本照合)したもの。
	営業所管理者の氏名、住所	氏名：変更事項を証する書類 住所：不要	※戸籍謄(抄)本又は書換え後の資格を証明する書類(書換え申請中の場合は、申請中であることの証明書でも可) →管理者が薬剤師で、薬剤師免許証書換え交付申請を奈良市保健所で行った場合は不要。 ※薬剤師の氏名・本籍地の変更は、薬剤師名簿訂正申請、また、登録販売者の氏名・本籍地の変更は、登録販売者名簿登録事項変更届が別途必要です。

は高度管理医療機器等の場合のみ。

は管理医療機器販売業・貸与業の場合のみ。

その他は高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業共通